

## 第2章 河川の整備の実施に関する事項

### 第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減

##### (1) 洪水対策

当面の治水目標に従い、安威川ダム建設と河床掘削を合わせて時間雨量 65 ミリ程度（1/40）を目標に河床掘削を行います。なお河床掘削にあたっては、河床掘削の予定場所周辺において、貴重種等の生育、あるいは地域の生態系保全上配慮すべき場所等があるか否かについてあらかじめ確認し、河川環境として配慮すべき事項が確認された場合には、これを考慮した上で河道改修を実施します。

また河床掘削に伴い環境基準を超過するダイオキシン類などが発見された場合には、適宜処理方法を検討し対処します。

表 2.1 計画対象区間と整備内容

| 整備内容 | 河川   | 概要   |
|------|------|--|
| 河床掘削 | 神崎川  | 河床掘削を行います。                                   |
|      | 左門殿川 | 河床掘削に伴い、橋梁の補強が必要とされる橋脚については、照査を行い対策を講じていきます。 |

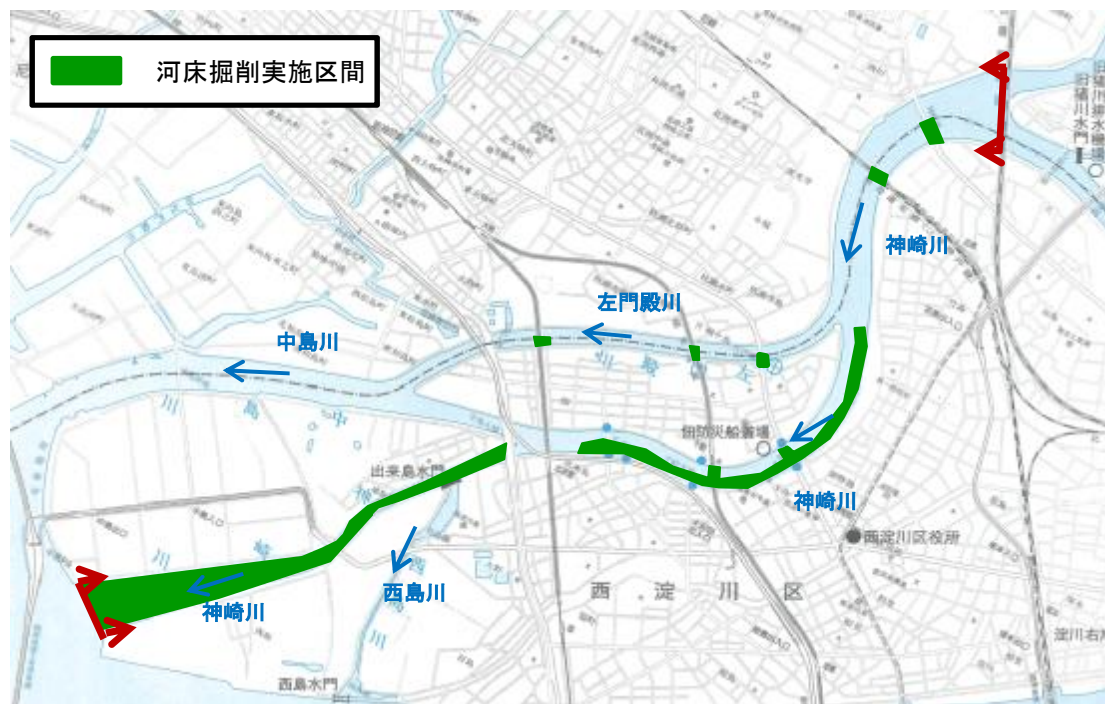
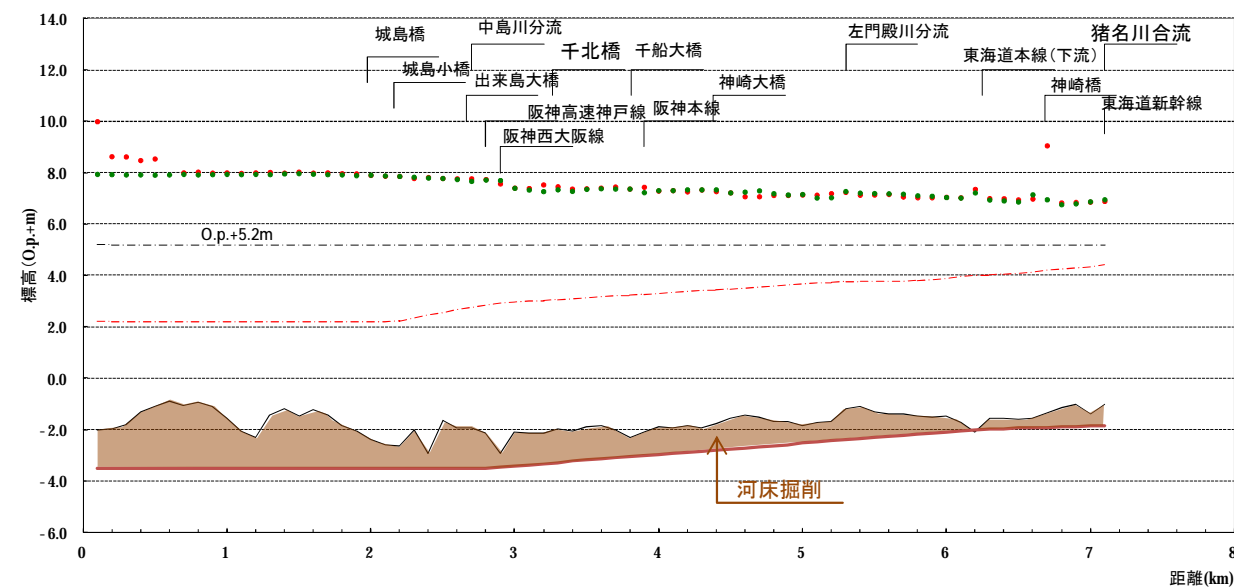
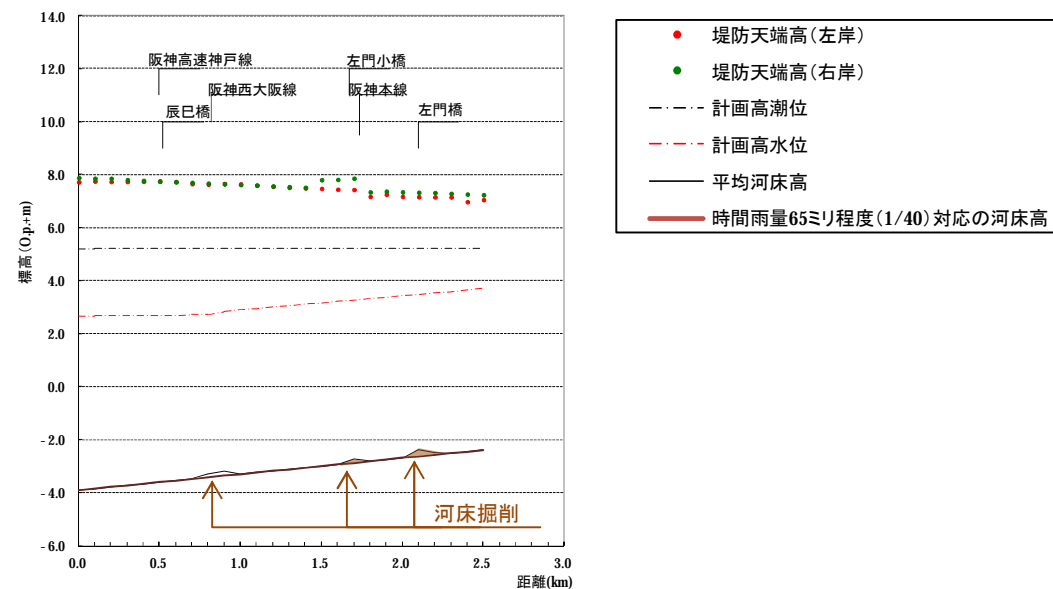


図 2.1 河床掘削実施区間



(神崎川)



(左門殿川)

図 2.2 河床掘削縦断面

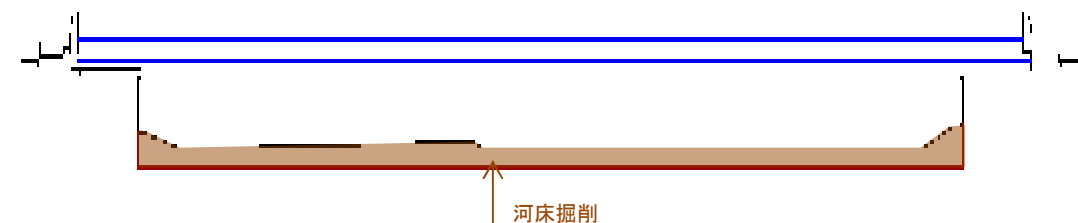


図 2.3 河床掘削横断面 (神崎川河口から5.0k地点)

(2) 高潮対策

高潮対策としては、伊勢湾台風規模の超大型台風が大阪湾奥部に最悪のコース（室戸台風のコース）を通過して満潮時に来襲したことを想定した恒久的な防潮施設が整備されておりますが、神崎川河口部の埋立て地において、新たに防潮堤の整備が必要になった区間については、施設の設置位置や整備時期、整備方法等について、今後具体的に検討を進めていきます。

(3) 地震・津波対策

南海トラフ巨大地震の地震・津波対策として、L2（レベル2）地震動による堤防の沈下等を考慮したうえで、日常の満潮位で浸水しない、かつ、L1（レベル1）津波で浸水しない対策を実施します。また、L1（レベル1）津波を上回る津波に対しては、堤防等の河川管理施設が完全に流出した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果が発現できるように粘り強い構造とします。

なお、南海トラフ巨大地震対策として緊急に実施する防潮堤の耐震補強や水門耐震補強にあたっては、「南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」で検討された対策の重点化および優先順位の方針に従い整備を行います。

表 2.2 計画対象区間と整備内容

| 河川名及び<br>施工場所 | 整備対象区間         | 事業内容    | 整備主体 | 整備延長  |
|---------------|----------------|---------|------|-------|
| 神崎川           | 猪名川合流部<br>から下流 | 防潮堤耐震補強 | 大阪府  | 8.0km |
| 中島川           | 全川             | 防潮堤耐震補強 | 〃    | 2.0km |
| 左門殿川          | 全川             | 防潮堤耐震補強 | 〃    | 2.2km |
| 西島川           | 全川             | 防潮堤耐震補強 | 〃    | 3.0km |

※本表については、今後、さらに詳細な評価検討を踏まえ対策延長が変わる可能性があります。

1) 防潮堤の地震・津波対策

南海トラフ巨大地震等の対策として防潮堤の耐震補強を行います。特に、津波を直接防ぎよする防潮堤の液状化対策を優先します。中でも、地震後、防潮堤が液状化により変位（沈下）し、満潮時に地震直後から浸水が始まる区域については、避難が困難となることから、最優先して対策を実施します。

表 2.3 計画対象区間と整備内容

| 整備対象区間          | 整備内容  |
|-----------------|---|
| 南海トラフ<br>巨大地震対策 | 「満潮時に地震直後から浸水が始まる区域」または「L1津波で浸水」する区間<br>防潮堤耐震補強 |

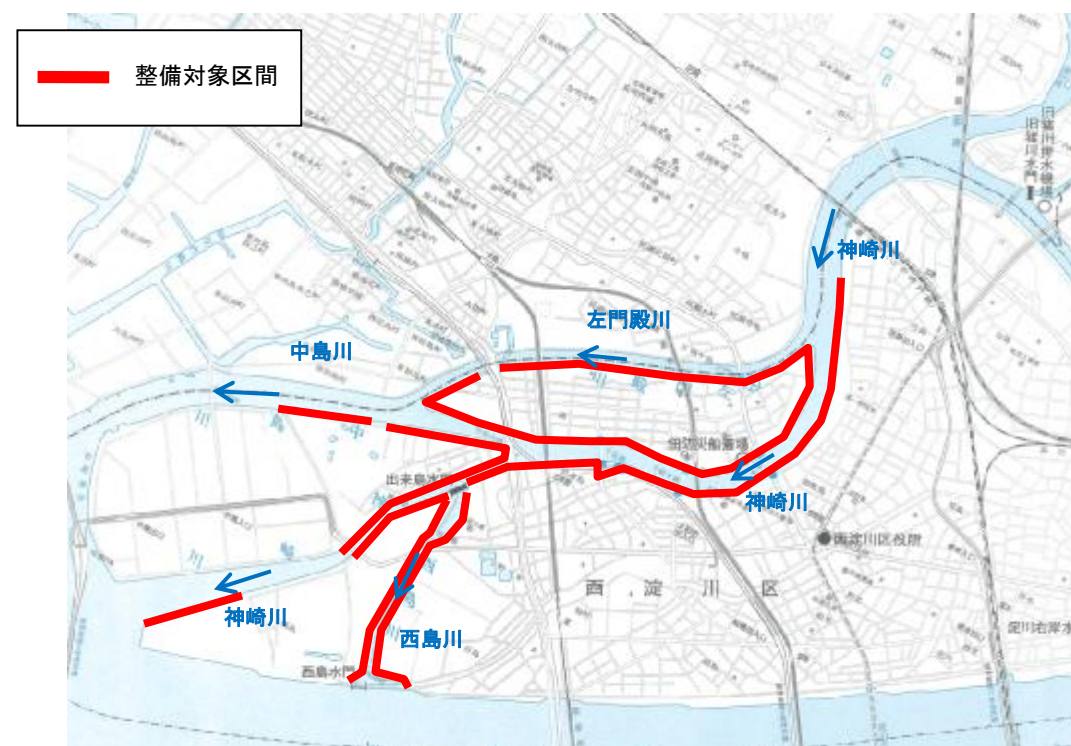


図 2.4 整備対象範囲

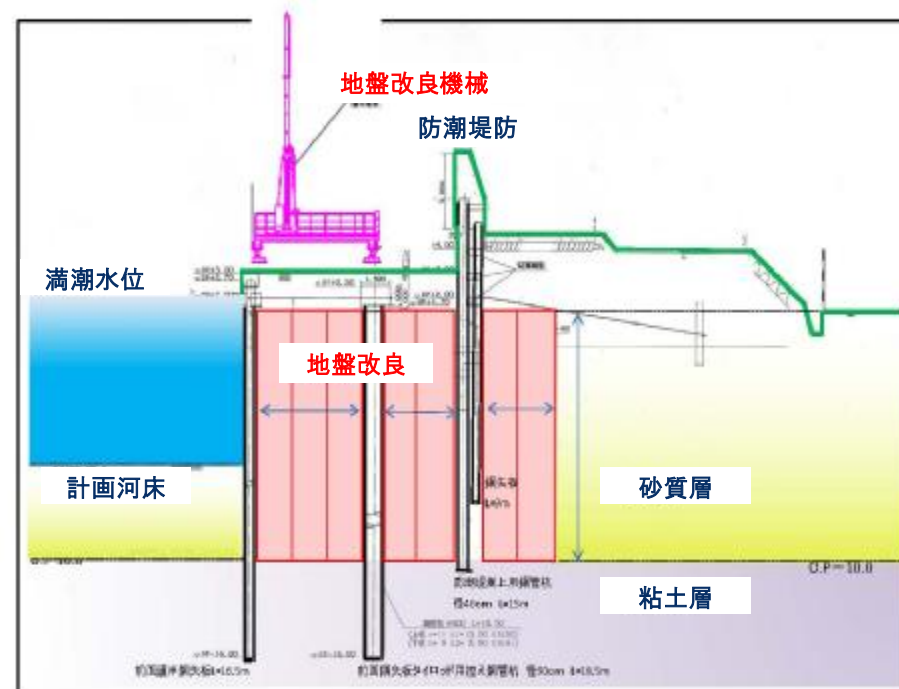


図 2.5 防潮堤耐震補強の標準断面

## 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

### (1) 水質の維持・改善

モニタリングを継続し、水質の維持・改善に努めます。生活環境への影響が予想される場合は、関係機関と協議の上、対策を行います。また、関係機関や地域住民、学校、NPO と連携し、水質改善に向けた環境学習、啓発活動等を進めます。

### (2) 淀川からの供給（導水）の確保

神崎川の河川流水を清潔に保つための淀川から神崎川への供給（導水）については、関係機関と協議、調整を行い、今後も確保します。

### (3) 底質の維持・改善

モニタリングを継続し、「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討を踏まえ、必要に応じ、浄化・改善のための対策を進めます。

## 3 河川環境の整備と保全

### (1) 自然環境・空間利用

関係機関との連携により、わずかに残された貴重な自然環境を有する矢倉海岸を維持・保全していくとともに、矢倉海岸に続く高水敷については、市街地における貴重なオープンスペースとして利用の促進を図ります。また、河川沿いには防災船着き場や、「なにわ自転車道」、「西島川自転車歩行者道」のレクリエーション施設も整備されており、これらの限られた河川空間の連携と利用と保全を図ります。

## 第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川の維持管理は、災害発生の防止、水面や遊歩道空間など河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する治水、利水、環境保全等の機能を十分に発揮させるよう適切に行います。また、施設の長寿命化を図るため、更新時期の把握と計画的な維持管理、補修に努めます。

## 1 河川管理施設の管理

平成25年6月の河川法改正により、河川管理者及び許可工作物の管理者は、河川管理施設、許可工作物を良好な状態に保つよう維持修繕しなければならないことが明確化され、更に河川法施行令により、有堤区間等については、1年に1回以上の適切な頻度で目視等により点検を実施することが定められました。

河川法の改正を受け、引き続き、堤防及び護岸等の河川管理施設の機能や河川の流下能力を確保するため、施設の定期点検や必要に応じた緊急点検を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、人命を守ることを最優先に、地先の危険度や土地利用状況などを考慮し優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行います。また、地域住民にも身近な河川管理施設の状況を伝えるため、それらの点検結果を公表します。

許可工作物の管理者に対しても、河川法の改正に基づき、適切に点検を実施し、維持修繕を行うよう周知徹底してまいります。

さらに、維持管理の基本となる河道特性や河川管理施設の情報を整理・蓄積し、河川カルテ<sup>28)</sup>を作成するとともに維持管理計画を策定して、計画的かつ効率的な維持管理を行います。

当該ブロックにおける河川管理施設には、護岸、防潮堤、防潮水門、防潮鉄扉、排水機場、防災船着場があります。防潮堤、護岸については、コンクリート擁壁、鋼矢板、土堤など種々の構造がありますが、毎年出水期前に職員が市・水防団とともに巡視、点検を実施し、異常個所の発見やその経過観察を行い、補修の必要性、緊急性を判定した上で適切な対策を行います。

鋼矢板については、腐食の程度や塗り替え後の経過年、上下流の位置等から判断して塗り替えを行い、適切な維持管理を行います。防潮水門、防潮鉄扉、排水機場については、巡視、点検、維持補修等を計画的に行い、良好な状態を保持します。防災船着場については、係船柱や防舷材、天端部の舗装など、適切に維持管理を実施します。

## 2 許可工作物の管理

取水堰や橋梁等、河川管理者以外の者が管理を行う許可工作物については、施設管理者に対して許可工作物を良好な状態に保つよう河川管理施設と同等の点検及び維持、修繕の実施を指導するなど、河川の治水機能を低下させないよう適正な維持管理に努めます。

## 3 河川環境の管理

淀川からの導水量については、今後とも良好な水環境を維持していくために、関係機関と連携し、水量を確保します。

神崎川の矢倉緑地につづく高水敷については、わずかに残された貴重な自然環境を有する矢倉海岸とともに、市街地における貴重なオープンスペースとして多くの人に利用されています。矢倉海岸をはじめ、動植物の生息状況等については、これまでも実施してきた大阪府が行う「河川水辺の国勢調査」等により環境調査を継続し、今後も河川環境のモニタリングを行います。

## 4 河川空間の管理

河川沿いには「なにわ自転車道」、「西島川自転車歩行者道」のレクリエーション施設も整備されており、これらの限られた河川空間の保全を図るとともに、秩序ある利用の促進に向け、施設管理者及び占有者に対して適切な指導に努めます。

河川空間への不法投棄や不法占拠等の監視・是正を図るため、河川巡視を行ってまいります。また、安全で快適な河川空間の確保のため、河川利用が行われる施設の点検および補修を行います。

また、アドプト・リバー・プログラムの推進を行う他、アドプト・リバー・プログラムの参加団体、NPO法人、地域住民、関係機関等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより地域住民等の美化意識の向上に努め、良好な河川空間の維持改善を図ります。

<sup>28)</sup>河川カルテ：河川巡視や点検の結果、維持管理や河川工事の内容等を継続的に記録するものであり、河道や施設の状況を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる資料である。



## 5 その他

### (1) 管理の高度化・効率化

地震などの災害時に強い水門・鉄扉の監視・操作システムを構築するため、現在整備済みである光ファイバーネットワークによる通信システムに加えて、衛星通信網を活用したバックアップシステムを整備することにより、二重の通信経路を有したより災害に強く信頼性の高いシステムの構築を進めます。

### (2) 広域防災機能の充実

災害時の避難経路として、管理用通路の機能を維持します。また、防災船着場については平常時から維持管理を行うとともに、防災機能を最大限に発揮させるため、防災船着場(佃防災船着場、西島防災船着場)と広域避難所(佃、出来島、中島)のネットワーク化を図ります。

### (3) 水防時の施設操作

神崎川下流ブロックでは、防潮鉄扉や水門などの多くの河川管理施設により、高潮や津波による浸水を防ぎよしており、これらの施設は、いつでも確実に機能しなければ住民の生命や財産、経済活動に大きな影響を及ぼします。大阪府管理の防潮鉄扉や水門については、出水期に月2回、非出水期に月1回の定期試運転を実施しているほか、他の河川管理施設においても、定期的に点検を実施します。また、防潮鉄扉・水門等の操作については、高潮防ぎよ訓練や津波防ぎよ訓練を行い習熟に努めます。

### (4) 出水時の巡視と災害復旧

出水時には河川巡視を行い、堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動が行なえるように努めます。

洪水や高潮の発生により堤防等の河川管理施設が被害を受けた場合は、二次災害を防止するため応急的に機能回復を図り、出水期終了後に速やかに本復旧を行います。

### (5) 地震時の管理

地震が発生した場合は、各管理者の点検要領等に基づき速やかに点検を実施します。点検の結果、堤防等の河川管理施設に異常が発見された場合は、被災規模等を考慮し、適切な対策を行います。